平成２１年（フ）第５４５号
静岡県浜松市東区北島町205番地の１　エル・ヴィレッジⅡ205、前住所静岡県浜松市中区高丘西１丁目16番１号　３号室
破産者　松本　敏明
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０号
京都府福知山市字長田1296番地
破産者　高橋　菊子
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
兵庫県宍粟市波賀町上野900番地
破産者　森下　義之
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第４１号
熊本県天草郡苓北町富岡3240番地３
破産者　黒瀬　洋二
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第１５９８号
愛知県清須市西枇杷島町古城１丁目９番地３　シャトル古城102
破産者　首藤　淑美
１　決定年月日　平成21年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８４号
仙台市太白区東郡山１丁目11番１号、開始決定時住所山形市上町４丁目６番43号
破産者　大城　ウメ
１　決定年月日　平成21年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７号
群馬県利根郡みなかみ町猿ケ京温泉1027番地１
破産者　生津　三郎
１　決定年月日　平成21年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
静岡県田方郡函南町平井1324番地の10
破産者　栗原　雄介
１　決定年月日　平成21年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９号
鹿児島県大島郡伊仙町大字犬田布843番地
破産者　田蔵　邦敏
１　決定年月日　平成21年12月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２０年（フ）第７１３号
埼玉県越谷市七左町１丁目341番地６
破産者　浦部　國義
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
埼玉県川口市榛松240西澤興業社宅、住民票上の住所埼玉県春日部市上吉妻1271番地54
破産者　近藤　幸男
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
新潟県上越市浦川原区横川688番地１
破産者　星野　禎美
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第４８１号
金沢市武蔵町９番16号
破産者　北野　　茂
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２３２号
大津市三大寺10番５―201号、開始決定時の住所大津市神領１丁目５番３号
破産者　岸　　浩二
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第６８号
福岡県直方市殿町16番２号、開始決定時の住所福岡県宮若市稲光193番地
破産者　岩﨑　和**隆**
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２０年（フ）第１９８号
鹿児島県阿久根市山下4836番地
破産者　折橋　勝彦
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２０年（フ）第６５０号
神奈川県相模原市相模台４―10―10　山下剛方、住民票上の住所神奈川県相模原市相生４丁目４番13号
破産者　山下　好男
１　決定年月日　平成21年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５５号
富山県小矢部市埴生1944番地
破産者　竹松美知子
１　決定年月日　平成21年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第５４号
福井県三方上中郡若狭町井ノ口第15号24番地の５　あじさい団地３―301
破産者　妹尾　　進
１　決定年月日　平成21年12月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部